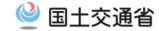
第3回パレット標準化推進分科会における論点

国土交通省 物流政策課 令和4年3月1日



O. 第2回分科会の振り返り



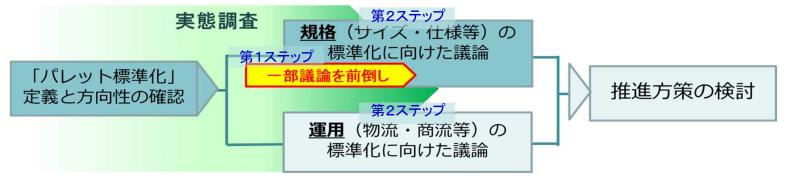
◆パレット標準化の定義

標準規格のパレットを標準化された方法で運用することを通じて、パレット化可能なすべての貨物の 効率的な輸配送と保管の実現(同一パレットによる一貫パレチゼーションの実現)

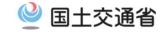
◆パレット標準化に向けたステップ



◆パレット標準化に向けた検討の進め方



1. 第2回分科会での主な議論・意見



論点1. パレット標準化推進分科会の役割と検討の進め方 関連

- ○パレット標準化のゴール実現に向けた工程(ロードマップ)を明確化すべき →第2ステップで議論
- ○規格と運用はある程度並行した検討が必要 ➡第2ステップの議論において反映
- ○分科会の検討スケジュール案を提示すべき →本日(第3回)本資料において提示(P.3)

論点2. 物流課題とパレット標準化の目指すべき方向性/関係者の便益(メリット)・責務 関連

- ○パレットが資産であり、関係者が適切な管理責任を負うことについて認識を共通化するための発信が必要→とりまとめにおいて発信
- ○運用面での取組(一貫パレチゼーションの実現を含む)を含めてパレット標準化と表現することで問題ないか
 - ➡最適な秩序化を得ることを目的とした取組も標準化の対象 (P.8)。また、とりまとめでも「パレット標準化」の定義を明示
- ○パレット標準化によって実現が期待できる物流像や各関係者が得られるメリットを定量的に提示すべき
 - →パレット標準化調査を通じてシミュレーションを実施の上、提示
- ○パレット標準化によって利用者が得られるメリットは利用者自身に確認が必要 →パレット標準化調査において確認
- ○物流クライシスに関する更なる発信が必要/パレットの標準化に取り組まなかった場合に生じ得るリスク(物流機能の停滞やコストの上昇)も提示すべき →パレット標準化調査において確認

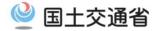
論点3-1. 早急に議論すべき事項 関連

- ○これからパレット化を行う事業者に向けた推奨規格を早めに発信すべき →本日(第3回)にて議論(P.4-5)
- ○推奨規格を議論する際に仕様についてはどこまで踏み込むのか検討すべき ➡本日 (第3回) にて議論 (P.5)

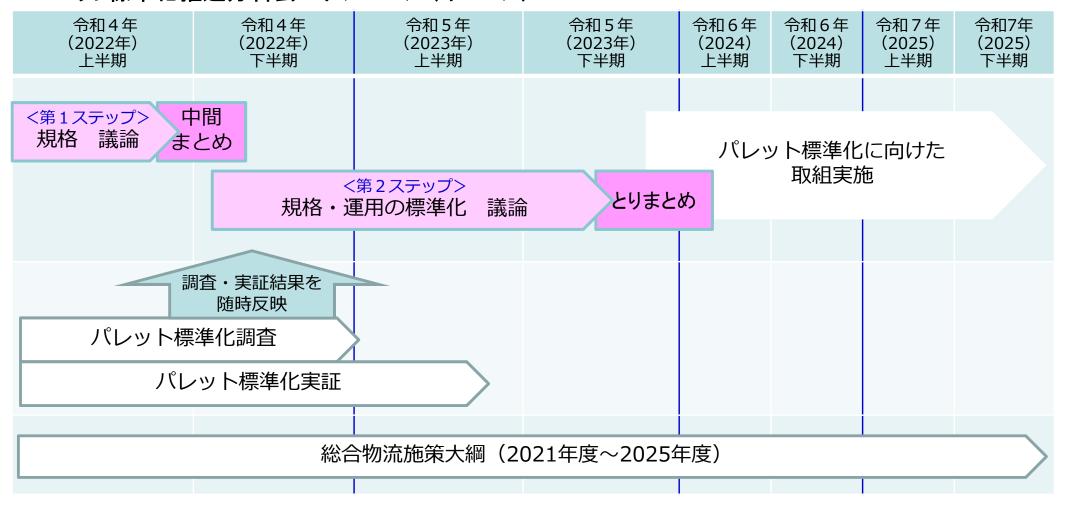
論点3-2. 今後の議論で取り上げるべき論点 関連

- ○運用について議論するにあたっては、重要なキーワードを挙げ、それに沿って議論すべき
 - ➡第2回で挙げられたキーワードを基本として第2ステップで議論
- ○運用については、特に共同回収システムの構築、その際のコスト負担のありかたについての議論が重要 ⇒第2ステップで議論
- ○パレット標準化が促進され、業界としての機運の高まるインセンティブの検討が必要 ⇒第2ステップで議論

11. パレット標準化推進分科会スケジュール等



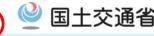
パレット標準化推進分科会スケジュール(イメージ)



<中間とりまとめまでのスケジュール(案)>

3月1日 第3回分科会 4月中旬~5月上旬 第4回分科会 5月下旬~6月上旬 (予備日) 6月中旬~7月中旬 中間とりまとめ公表 ※標準化の実現に向けた工程(ロードマップ)は、 実装に取り組む事業者の現状や、物流を取り巻く 諸条件を考慮して策定することが必要であるため、 第2ステップにおける議論の中で検討し、策定。

Ⅲ.「これからパレット化を行う事業者」に対して推奨すべき規格(論点①) ² 国土交通省



1. 候補となる規格

JIS Z0601:2001 プールパレット - 一貫輸送用平パレット

1100×1100×144 両面使用形二方差し 木製A形,木製B形,プラスチック製パレット

JIS Z0650:2020 ユニットロードシステム通則

1100mm×1100mm及び1200mm×1000mmパレット

⇒JISにおいては、既に、広範囲の業種及び各輸送機関において相互に共通して使用され互換性のあるパレット 規格としてJIS Z0601:2001が、また体系化されたユニットロートシステム構築のためのパレット規格として JIS Z0650:2020が策定されているところ。

これからパレット化を行う事業者に対して推奨すべき規格を検討するにあたっては、このJISの2規格に規定 されているT11型(1100×1100)、12型(1200×1000)の2種類を中心に議論・検討をすすめることが適切 ではないか。

※なお、そのほかの規格の利用が適切と考えられる業種・事業者も存在すると考えられるため、 推奨にあたっては、このような業種・事業者にむけた配慮も必要。

2. 底面サイズ以外にこれからパレット化を行う事業者への推奨規格として議論すべき仕様

- 二方差し/四方差し
- 両面/片面
- パレット高さ
- 材質(木製、プラスチック製、その他)
- ・電子タグの有無
- →一貫パレチゼーションを実現する観点から、確定しておくことが必要不可欠な仕様はあるか。 運用の在り方によっても適切な仕様が異なる可能性がある中、これからパレット化を行う事業者に対して、 現時点から議論し、あらかじめ底面サイズとともに提示しておくべき推奨仕様はあるか。

Ⅲ.「これからパレット化を行う事業者」に対して推奨すべき規格(論点②発信果)^{交通省}

3. 推奨規格の在り方

2種類(T11型、12型)を検討対象とする場合、下記の4案の組み合わせがあり得るが、それぞれの留意点・課題等も踏まえると、いずれの推奨案が最適と考えられるか。

〈案1〉 T11型のみ単独で推奨

留意点/課題

- ・コンテナやトラックの荷台サイズを踏まえた積載効率
- ・諸外国における標準規格との関係(ただし、同一規格であっても国をまたぐ一貫利用が可能なのか否かは留意が必要)
- ・JIS Z0650:2020との整合性

<案2> 12型のみ単独で推奨

留意点/課題

- ・コンテナやトラックの荷台サイズを踏まえた積載効率
- ・諸外国における標準規格との関係(ただし、同一規格であっても国をまたぐ一貫利用が可能なのか否かは留意が必要)
- ・JIS Z0601:2001,JIS Z0650:2020との整合性
- ・現時点での市場における利用実態

〈案3〉 T11型と12型を推奨

留意点/課題

・これからパレット化を行う事業者にとっての予測可能性の担保

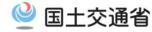
<案4> T11型と12型を併記しつついずれかをより優先的に推奨

留意点/課題

・ (案1及び案2における留意点と同様)

※なお、上記4案はあくまでも議論のために2規格の組み合わせとして考え得る選択肢を全て幅広に記載したものであり、<u>各案の採否も含めて議論において検討</u>。

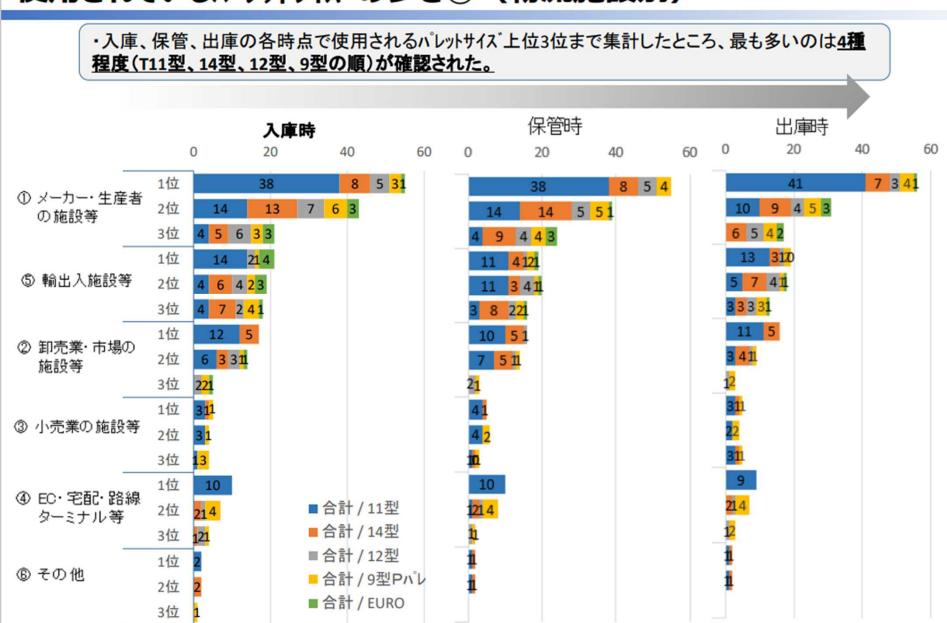
※いずれの案を採用する場合においても、パレットに載せる商品の特性や使われる場面等によっては、推奨規格を採用することが難しい場合や、物流効率化の観点から推奨規格とは異なる規格の採用がより適切であると考えられる業界や事業者等が有り得ると考えられる。推奨にあたっては、このような場合は上記推奨の適用外となり得ることについての注記が必要。



1. パレット利用実態

第2回パレット標準化推進分科会、資料2「日本物流団体連合会物流標準化調査小委員会調査概要」より抜粋

使用されているパ゚レットサイズの多さ①(物流施設別)



(参考資料②)11型12型それぞれに関する背景・現状



2. パレタイズド貨物の最大積載数

JIS Z 0650:2020 ユニットロードシステム通則 附属書Aを元に作成。

トラック及びトレーラー 普通荷台			単位∶mm					単位:mm	
		4800*2340	6000*2340	7200*2340	8400*2340	9600*2340	10800*2340	12000*2340	13200*2340
最大積載枚数	1100 × 1100	8	10	12	14	16	18	20	24
(枚)	1200 × 1000	8	11	13	15	17	19	22	24

トラック及びトレーラ(側面開放バン形ボデー)

		4600*2370	5800*2370	7000*2370	8200*2370	9400*2370	10600*2370	12000*2370	13000*2370
最大積載枚数	1100 × 1100	8	10	12	14	16	18	20	22
(枚)	1200 × 1000	8	10	12	15	17	19	21	23

国内コンテナ(国内貨物コンテナ)

		3520*2330	5850*2330	8917*2330
最大積載枚数 (枚)	1100 × 1100	6	10	16
	1200 × 1000	6	10	16

貨物コンテナ(国際貨物コンテナ)

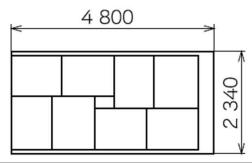
		5867*2330	11998*2330
最大積載枚数	1100 × 1100	10	20
(枚)	1200 × 1000	10	21

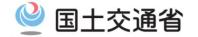
鉄道コンテナ

		3647*2275	9245*2350		
最大積載枚数	1100 × 1100	6	16		
(枚)	1200 × 1000	6	16		

※12型の場合は長辺と短辺を組み合わせた積載(参考図)となる場合があるため、四方刺し前提の積載効率。

<参考図:例> 1 200 mm×1 000 mm





※一般財団法人日本規格協会HPより抜粋

◆標準化とは

自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化してしまうような「もの」や「事柄」を少数化、単純化、秩序化すること。標準化の役割(メリット)には主に次のものがあります。

互換性の確保/品質の確保/生産効率の向上/相互理解の促進/技術普及/安心、安全の確保/環境保護

更に近年、これらを応用した形で、社会的な課題の解決、新産業・新市場の創造、企業の経営戦略ツールなどとしての標準化の役割も注目されつつあります。

なお、JIS Z 8002(標準化及び関連活動 — 一般的な用語)では「実在の問題又は起こる可能性がある問題に関して、 与えられた状況において最適な秩序を得ることを目的として、共通に、かつ、繰り返して使用するための記述事項を確立する 活動。」と定義されています。

◆標準とは

標準化によって決められた「取り決め」のこと。一般的には「規格」と同じ意味で使われることも多いですが、厳密には規格の「普及」といった意味合いも含まれるため、規格より広義の概念になります。標準(規格)は、その切り口によって次の種類に分類することができます。

【強制力の有無による分類】

強制標準(規格):法令などに引用されることで強制力をもつ標準。

任意標準(規格):任意に使うことができる標準。(例 JIS、ISO、IECなど)

【作成過程による分類】

デファクト標準:市場競争で勝ち残った結果、市場において広く利用されている標準。事実上の標準。

デジュール標準:一般に認められている標準化団体が作成した又は作成している標準。公的標準。

(例 JIS、ISO、IECなど)

フォーラム標準:幾つかの団体(企業など)が協力して自主的に作成した又は作成している標準。